

【 学校いじめ防止基本方針 】

北海道追分高等学校

1 いじめ防止対策に関する基本認識

(1) 基本理念

- ア 全ての生徒の尊厳を守り、生徒同士が認め合いながら安心して学習が出来る環境を保持する。
- イ 校訓である「自律・誠実・実践」を基に学校教育目標の実践を生徒、教員ともに励行する。
 - (ア) 「目標をもって学習し、主体的に行動する人間を育てる」
 - (イ) 「正しい生活習慣を身につけ、責任をもって行動する人間を育てる」
 - (ウ) 「健全な意志と身体をもち、実践力のある人間を育てる」
 - (エ) 「豊かな個性をもち、思いやりのある人間を育てる」

(2) 定義

「いじめ」とは、在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ未然防止の対策

(1) 教育相談の充実

- ア HR担任、学年団、部活動顧問等による日常的な面談と情報共有を図る。
- イ スクールカウンセラーとの情報共有を図る。
- ウ PTとの情報共有を図る。

(2) 各種通信発行

- ア 生徒指導部通信「生きる」を通して啓発。
 - (ア) 生徒の現状を把握し、指導課題やいじめ問題等に関わる注意喚起を促す。
 - (イ) 生徒の良い行い等を認める上で、達成感を認識させる。
- イ 各学年クラス通信発行。
- ウ 保健だより発行。
- エ 進路通信発行。

(3) 地域の施設や人材と連携した取組

- ア 家庭科
 - (ア) 調理実習・保育園児交流・特別養護施設での交流。
- イ 保健体育科
 - (ア) 生涯スポーツ
 - ・ パークゴルフで、年配者との交流。

(4) 生徒が主体となり自律した取り組み

- ア いじめ・ネットトラブル根絶メッセージコンクールの全校参加
- イ 生徒会活動
 - (ア) 校内リーダー研修会の実施。
 - ・ 生徒会執行部、各クラス委員長が参加。
 - (イ) 生徒会フォーラムへの参加。
 - (ウ) 校外清掃の実施。

(5) 調査活動

- ア いじめアンケートの実施。（年2回）
- イ 面談時での聞き取り。
- ウ 保護者へ調査結果の周知を図る。

3 いじめ防止等に対する措置

いじめの防止等の対策のための組織の措置

(1) いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(構成員) ○印は委員長

校長 教頭 ○生徒指導部長 学年主任 養護教諭 スクールカウンセラー 関係教諭
(活動)

- ・ いじめの未然防止に関すること
- ・ いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等)
- ・ いじめ事案への対応に関すること

(開催)

- ・ 前期後期それぞれ2回実施。いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する措置

ア いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの時間に関わる情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、北海道教育委員会及び所轄警察署等と連携を図りながら対処する。

4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を、北海道教育委員会に速やかに報告する。

(2) 北海道教育委員会と協議の上、当該事態に対処する方針を決定する。

(3) 事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者、関係機関へ事実関係、その他の必要な情報を提供する。

5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の二点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

(1) いじめの早期発見の項目に関わる取組に関すること。

(2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。